業務委託契約の再委託に関するガイドライン

狛江市総務部総務課 平成29年1月

目 次

1. はじめに	• • • 1
2. 一括再委託とは	• • • 1
3. 一括再委託の禁止	• • • 1
4.業務の分類(1)再委託できないもの(2)再委託の際に発注者に承諾が必要なもの	$\begin{array}{c} \cdot \cdot \cdot 2 \\ \cdot \cdot \cdot 2 \\ \cdot \cdot \cdot 3 \end{array}$
5. 再委託の承諾・不承諾について(1)受注者からの申請(2)主管課長による審査(3)通知(4)確認	· · · 4 · · · 4 · · · 4 · · · 4 · · · 4
6. 再委託先として認められない相手	$\cdots 4$
7. 個人情報又は特定個人情報を処理する委託について	•••5
<様式> 別紙様式1 再委託承諾申請書 別紙様式2 再委託承諾書 別紙様式3 再委託不承諾書	

1. はじめに

本ガイドラインは、狛江市の発注する委託業務等で再委託を行う場合に、その適切な運用を定めるものです。

2. 一括再委託とは

契約に係る履行の全部又は発注者が設計図書(仕様書)などで指定した主要な部分もしくは、おおむね契約金額の2分の1以上に相当する業務を第三者に委託又は請け負わせることをいいます。

3. 一括再委託の禁止

履行業務の全部又は主要な部分もしくは、おおむね契約金額の2分の1以上に相当する業務を第三者に委任又は請け負わせることは禁止となります。

※業務委託契約書約款(抜粋)

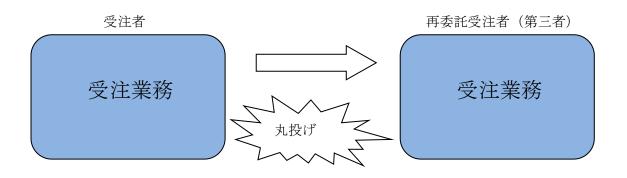
(一括再委託の禁止)

- 第3条 受注者は、この契約について委託業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。委託業務の一部を第三者に委託する場合は発注者の承諾を得るものとする。
- 2 発注者は、受注者に対して業務の一部を委託した者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

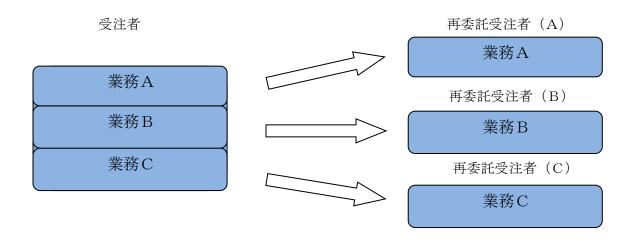
4. 業務の分類

(1) 再委託できないもの

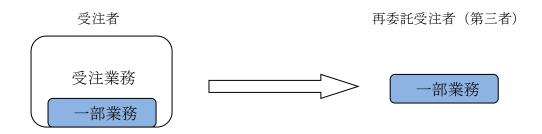
(例1) 全ての業務委託を一者に再委託しようとする場合



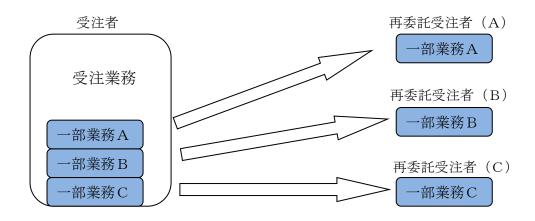
(例2) 全ての業務を分割し複数業者に再委託しようとする場合



- (2) 再委託の際に発注者に承諾が必要なもの
- (例1)業務委託の一部を一者に再委託しようとする場合

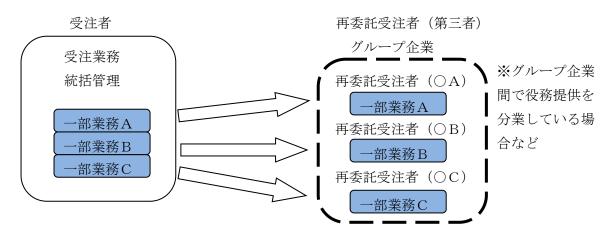


(例2) 多数の業種を含む業務を一括し、複合業務として委託した場合において、一部自ら実施できない業務を第三者に委託する場合



※総合管理業務など、業務内容が多岐に亘り、一者単独での履行ができない場合など

(例3)業務を細分化して複数の者に再委託するが、自ら再委託の相手方にそれぞれの業務について、直接の指揮、監督、検査等を実施し、作業に直接的に関与する場合



5. 再委託の承諾・不承諾について

再委託の承諾手続きについては、下記のとおり実施してください。

(1) 受注者からの申請

受注者は、委託業務を第三者に再委託しようとする場合には、まず別紙様式1「再委託 承諾申請書」により、発注者(主管課長)へ申請しなければなりません。

(2) 主管課長による審査

主管課長は、別紙様式1「再委託承諾申請書」を収受した場合には、再委託をしようとする業務の内容や再委託先などを速やかに審査してください。審査の際に、受注者と再委託先との関係を明確にした書面の確認を行ってください。

(3)通知

審査の結果、問題がなければ別紙様式2「再委託承諾書」を交付してください。問題が あると認められた場合、別紙様式3「再委託不承諾書」を交付してください。

通知の際に行う起案は一律C決裁で、契約担当課長合議としてください。起案内容(起案書裏面)には再委託承諾の理由を簡潔に記載してください。

※ [不承諾理由の例]

・再委託業務に本契約の主要な部分が多く含まれており、当市として再委託には不適合と 判断したため。

(4) 確認

発注者(主管課長)は、受注者が再委託先に対して適切な指導を行い、業務が実施されているか確認を行ってください。

6. 再委託先として認められない相手

下記に該当する場合、履行内容や金額にかかわらず再委託先として認められません。

- ・狛江市指名停止基準に基づく指名停止期間中の者
- ・狛江市における契約に関する特約書の第3条に該当する者
- ・日本国の法令を遵守していない者

7. 個人情報又は特定個人情報を処理する委託について

個人情報又は特定個人情報を処理する委託については特記仕様書を契約書に添付することとなっています。

特記仕様書には、「受注者は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に申請し、その承認を得なければならない」と記載されています。

通常の業務委託案件とは異なる厳格な取り扱いとなりますので注意してください。